



～開かれた議会の実現を目指して～
「請願」「陳情」のオンライン提出はじめます



要 旨

「請願」「陳情」は、市民が市議会に対して要望や意見を伝える手段の一つです。これまで、請願・陳情の提出は、書面による提出に限られていましたが、これまでの書面での提出に加え、オンラインでも提出できるようになりました。

概 要

1 申請受付日 令和7年1月21日(火)から

2 対象手続 請願・陳情

3 対象者 どなたでも※

※ 個人で提出する場合、マイナポータルによる本人署名のため、マイナンバーカードが必要となります。また、法人で提出する場合は、商業登記電子証明書の取得が必要となります。

4 申請方法 市議会ホームページ(請願・陳情)、又は市ホームページ(電子申請)から手続きしてください。

5 留意事項 ・請願、陳情はいつでも受け付けていますが、各定例会の開会日 10 日前までに議会事務局にて受付し、議長が受理したものを、その定例会で取り扱います。

・請願は紹介議員が必要であるため、申請後、議会事務局にて紹介議員に確認した後、受付となります。陳情は、紹介議員は不要です。

6 その他 マイナポータルによる請願・陳情のオンライン提出は、県内初となります。

お問い合わせ先

沼津市役所 議会事務局
直通:055-934-4711